

消費税の総額表示義務の特例について

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げに伴い、総額表示義務の緩和措置が講じられています。具体的な価格表示についての注意点をまとめてみました。

【総額表示の義務】 (原則的な取扱い)

① 総額表示の義務の趣旨

消費者に対し「消費税を含む価格」を一目で分かるようにすることで、支払額の把握や価格の比較をする上で煩わしさを解消する。(H16 年 4 月 1 日より実施)

② 総額表示の義務の概要

事業者は、不特定多数の者に課税資産の譲渡等を行う場合において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、その資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。(事業者間取引は対象外)

③ 総額表示の具体例

〇〇〇円(税込金額)、〇〇〇円(税抜価格×××円)など

【総額表示義務の特例】 (例外的な取扱い)

『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法』では、二度にわたる消費税率の引上げに際し消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼り換え等の事務負担に配慮する観点から平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は、総額表示義務の特例として税込価格の表示を要しないものとしています。

但し、消費者の利便性に配慮する観点から、平成 29 年 3 月 31 日までの間であっても、特例により税込価格を表示しない事業者は、出来るだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないと規定しています。

【総額表示義務の特例の要件】 (誤認防止措置)

上記の特例の適用を受けるための要件として、商品等の表示された価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じる必要があります。

この誤認防止措置としての表示は消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

価格表示の具体例については、国税庁ホームページ(下記のアドレス)よりご確認ください。

総額表示義務の特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/sogakuhyojigimu.pdf>